

(登録の取消し等)
第十二条の二十八 国土交通大臣は、登録消防講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の二の六第一号の規定による登録を取り消し、又は期間を定めて登録消防講習に関する業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第十二条の二の八第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
二 第十二条の二の十一から第十二条の二の十三まで、第十二条の二の十四第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第十二条の二の十四第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
四 前二条の規定による命令に違反したとき。
五 不正の手段により第十二条の二の七及び第十二条の二の八の規定による登録を受けたとき。

(帳簿の記載等)
第十二条の二十九 登録消防講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、これを登録消防講習の終了後二年間保存しなければならない。

一 登録消防講習の受講料の収納に関する事項
二 登録消防講習の受講の申請の受理に関する事項
三 登録消防講習の修了証明書の交付等に関する事項
四 その他登録消防講習の実施状況に関する事項

2 登録消防講習実施機関は、登録消防講習の受講申請書及びその添付書類を備え、登録消防講習の終了後二年間これを保存しなければならない。
(報告の徴収)

第十二条の三十 国土交通大臣は、登録消防講習の実施のため必要な限度において、登録消防講習実施機関に対し、登録消防講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。
(公示)

第十二条の三十一 国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。
一 第十二条の二の六第一号の規定による登録をしたとき。
二 第十二条の二の十一の規定による届出があつたとき。
三 第十二条の二の十三の規定による届出があつたとき。
四 第十二条の二の十八の規定により第十二条の二の七及び第十二条の二の八の規定による登録を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。

(学科講習の登録)
第十二条の三十二 第十二条の二の六第二号の登録は、登録学科講習を行おうとする者の申請により行う。

2 第十二条の二の六第二号の登録学科講習の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 登録を受けようとする者が登録学科講習の実施に関する事務(以下「登録学科講習事務」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地
三 登録を受けようとする者が登録学科講習事務を開始しようとする日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類
イ 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本
ロ 役員の名簿、住所及び経歴を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書
三 講師の氏名及び経歴を記載した書類
四 講師が、次条第一項第三号に該当する者であることを証する書類

五 登録を受けようとする者が、次条第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

(登録の要件等)
第十二条の三十三 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 次に掲げる科目について行われるものであること。
イ 有害液体物質の化学的特性及び物理的特性に関する知識
ロ 有害液体物質の取扱いに関する実務

二 有害液体物質の処理に関する知識
三 有害液体物質を輸送する船舶における火災、爆発及び消火実務
ハ 検知器具及び保護具の取扱い方法
ヘ 災害防止対策
ト 海上汚染防止対策

チ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法令
二 前号に掲げる科目にあつては、別表第一の二の上欄に掲げる講習科目の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

2 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。
一 法第九条の四第一項の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
二 第十二条の二の二十六において準用する第十二条の二の十八の規定により第十二条の二の六第二号の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
三 法人であつて、登録学科講習の実施に関する事務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

3 第十二条の二の六第二号の登録は、登録学科講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
一 登録年月日及び登録番号
二 登録学科講習を行う者(以下「登録学科講習実施機関」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
三 登録学科講習事務を行う事務所の名称及び所在地
四 登録学科講習事務を開始する日
(登録の更新)

第十二条の三十四 第十二条の二の六第二号の規定による登録は、五年ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。
2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。
(登録学科講習事務の実施に係る義務)

第十二条の三十五 登録学科講習実施機関は、公正に、かつ、第十二条の二の二十三第一項各号に掲げる要件に適合する方法及び次に掲げる基準に適合する方法により登録学科講習事務を行わなければならない。

一 講習は、講義により行われるものであること。
二 講習は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。

講習科目	時間	数
一 有害液体物質の化学的特性及び物理的特性に関する知識	二時間	
二 有害液体物質の取扱いに関する実務	二時間	